

京都都市計画生産緑地地区の変更計画書
(向日市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

(変更前)

| 面積 | 地区数 | 備考 |
|----------------------------|----------------|---|
| (約 12.23 ha) 約 11.16 ha | (73地区) 68地区 | <p>変更の概要は以下のとおり (地区番号) (面積等)</p> <p>寺 - 8 一部廃止 (約0.132ha廃止)</p> <p>寺 - 18 一部廃止 (約0.035ha廃止)</p> <p>寺 - 24 一部廃止 (約0.026ha廃止)</p> <p>寺 - 24 追加指定 (約0.008ha追加)</p> <p>寺 - 32 地区廃止 (約0.051ha廃止)</p> <p>森 - 14 地区廃止 (約0.13ha廃止)</p> <p>鶏 - 3 地区廃止 (約0.090ha廃止)</p> <p>鶏 - 14 地区廃止 (約0.374ha廃止)</p> <p>上 - 9 一部廃止 (約0.030ha廃止)</p> <p>上 - 12 地区廃止 (約0.207ha廃止)</p> <hr/> <p>計 地区廃止5地区 一部廃止4地区 (約1.07ha廃止) 一部追加1地区</p> |

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由：本都市計画は、良好な都市環境の保全を図ることを目的とし、生産緑地を追加指定するとともに、生産緑地としての維持が困難となった地区の廃止及び一部廃止をし、生産緑地地区の指定変更を行うものである。